

広島市告示第 93 号

平成 27 年 3 月 5 日

広島市屋外広告物条例（昭和 54 年広島市条例第 65 号）第 12 条第 1 項の規定により景観形成広告整備地区を指定し、及び同条第 2 項の規定により広告物景観形成指針を定めたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 景観形成広告整備地区

広島市景観条例（平成 18 年広島市条例第 39 号）第 6 条第 2 項の景観計画重点地区のうち、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区並びに同条第 1 項の景観計画に定めるリバーフロント・シーフロント地区のエリア（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区と重複する部分を除く。）

2 広告物景観形成指針

屋外広告物の掲出に関する基準（景観形成広告整備地区）

3 運用開始日

平成 27 年 7 月 1 日